

高山市税条例で定めるわがまち特例の概要について

1 条例第67条の2に規定するもの

項	根拠規定	特例対象	特例割合
1	法第349条の3第28項	認可家庭的保育事業に供する施設	1/3
2	法第349条の3第29項	認可居宅訪問型保育事業に供する施設	1/3
3	法第349条の3第30項	認可事業所内保育事業に供する施設	1/3

2 条例付則第15条の3に規定するもの

改正前				改正後			
項	根拠規定	特例対象	特例割合	項	根拠規定	特例対象	特例割合
1	法附則第15条第2項第1号	水質汚濁防止法の特定期間に係る汚水処理施設	1/3	1	法附則第15条第2項第1号	水質汚濁防止法の特定期間に係る汚水処理施設	1/2
2	法附則第15条第2項第2号	大気汚染防止法に規定する指定物質の排出・飛散を防止する施設	1/2	2	法附則第15条第2項第2号	大気汚染防止法に規定する指定物質の排出・飛散を防止する施設	1/2
3	法附則第15条第2項第3号	土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出・飛散の抑制に資する施設	1/2	廃止			
4	法附則第15条第2項第7号	下水道法に規定する除害施設	3/4	3	法附則第15条第2項第6号	下水道法に規定する除害施設	3/4
5	法附則第15条第32項第1号イ	太陽光発電設備 10kW以上	2/3	4	法附則第15条第32項第1号イ	太陽光発電設備 10kW以上1,000kW未満	2/3
				5	法附則第15条第32項第2号イ	太陽光発電設備 1,000kW以上	3/4
6	法附則第15条第32項第1号ロ	風力発電設備	2/3	6	法附則第15条第32項第2号ロ	風力発電設備 20kW未満	3/4
				7	法附則第15条第32項第1号ロ	風力発電設備 20kW以上	2/3
7	法附則第15条第32項第2号イ	水力発電設備 30,000kW未満	1/2	8	法附則第15条第32項第3号イ	水力発電設備 5,000kW未満	1/2
				9	法附則第15条第32項第1号ハ	水力発電設備 5,000kW以上30,000kW未満	2/3
8	法附則第15条第32項第2号ロ	地熱発電設備	1/2	10	法附則第15条第32項第1号ニ	地熱発電設備 1,000kW未満	2/3
				11	法附則第15条第32項第3号ロ	地熱発電設備 1,000kW以上	1/2
9	法附則第15条第32項第2号ハ	バイオマス発電設備 20,000kW未満	1/2	12	法附則第15条第32項第3号ハ	バイオマス発電設備 10,000kW未満	1/2
				13	法附則第15条第32項第1号ホ	バイオマス発電設備 10,000kW以上20,000kW未満	2/3
10	法附則第15条第44項	企業主導型保育事業に供する施設(国の補助を受けたもの)	1/3	14	法附則第15条第44項	企業主導型保育事業に供する施設(国の補助を受けたもの)	1/3
11	法附則第15条の8第4項	サービス付高齢者向け賃貸住宅	2/3	15	法附則第15条の8第2項	サービス付高齢者向け賃貸住宅	2/3